

議案第 5 5 号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和 5 3 年杉並区条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 ( 1 ) 杉並区立荻窪地域区民センターの部視聴覚準備室の項及び杉並区立阿佐谷地域区民センターの部視聴覚準備室の項を削り、同部に次のように加える。

軽運動室	2,300円	3,100円	2,300円
------	--------	--------	--------

別表第 2 ( 1 ) 杉並区立高円寺地域区民センターの部に次のように加える。

軽運動室	3,200円	4,300円	3,200円
------	--------	--------	--------

別表第 2 ( 1 ) 杉並区立永福和泉地域区民センターの部第 6 集会室の項の次に次のように加える。

第 7 集会室	400円	600円	400円
---------	------	------	------

別表第 2 ( 1 ) 杉並区立永福和泉地域区民センターの部ビデオ編集室の項を次のように改める。

軽運動室	4,600円	6,200円	4,600円
------	--------	--------	--------

別表第 2 ( 1 ) 杉並区立井草地域区民センターの部に次のように加える。

軽運動室	3,700円	5,000円	3,700円
------	--------	--------	--------

別表第 2 ( 2 ) 杉並区立荻窪地域区民センターの部録音室の項、杉並区立阿佐谷地域区民センターの部録音室の項及びトレーニング室の項、杉並区立高円寺地域区民センターの部トレーニング室の項、杉並区立永福和泉地域区民センターの部

トレーニング室の項並びに杉並区立井草地域区民センターの部トレーニング室の項を削る。

別表第3(1)杉並区立荻窪地域区民センターの部視聴覚準備室の項及び杉並区立阿佐谷地域区民センターの部視聴覚準備室の項を削り、同部に次のように加える。

軽運動室	1,150円	1,550円	1,150円
------	--------	--------	--------

別表第3(1)杉並区立高円寺地域区民センターの部に次のように加える。

軽運動室	1,600円	2,150円	1,600円
------	--------	--------	--------

別表第3(1)杉並区立永福和泉地域区民センターの部第6集会室の項の次に次のように加える。

第7集会室	200円	300円	200円
-------	------	------	------

別表第3(1)杉並区立永福和泉地域区民センターの部ビデオ編集室の項を次のように改める。

軽運動室	2,300円	3,100円	2,300円
------	--------	--------	--------

別表第3(1)杉並区立井草地域区民センターの部に次のように加える。

軽運動室	1,850円	2,500円	1,850円
------	--------	--------	--------

別表第3(2)杉並区立荻窪地域区民センターの部録音室の項及び杉並区立阿佐谷地域区民センターの部録音室の項を削る。

第2条 杉並区立勤労福祉会館条例(昭和59年杉並区条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)に次のように加える。

軽運動室	3,700円	5,000円	3,700円	
------	--------	--------	--------	--

別表第1(2)中「・トレーニング室」を削り、同表(2)トレーニング室の項を削る。

別表第2(1)に次のように加える。

軽運動室	1,850円	2,500円	1,850円
------	--------	--------	--------

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第2（1）及び別表第3（1）に規定する杉並区立阿佐谷地域区民センター及び杉並区立高円寺地域区民センターの軽運動室、杉並区立永福和泉地域区民センターの第7集会室及び軽運動室並びに杉並区立井草地域区民センターの軽運動室並びに杉並区立勤労福祉会館条例別表第1（1）及び別表第2（1）に規定する軽運動室の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

阿佐谷地域区民センター等の軽運動室の使用料を定める等の必要がある。